

感企第 4102 号
令和4年1月11日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

大阪府における今後の新型コロナウイルス変異株の検査体制について
(全検体保管終了のお知らせ)

日頃から、本府保健医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和3年12月6日付け感企第3747号「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」により、新型コロナウイルス陽性と判定された全ての検体について変異株 PCR 検査を実施するため、医療機関で採取した検体を保管いただくようお願いしていたところです。医療提供体制がひっ迫する中、ご協力いただき誠にありがとうございました。

このたび、大阪府内で検出される新型コロナウイルスが概ねオミクロン株に置き換わったことを受け、医療機関にご協力いただいております変異株 PCR 検査のための検体保管を終了とさせていただきます。ただし、大阪府では変異株の検査体制を維持し、今後も様々な変異株の発生動向を広く監視していくこととします。

つきましては、内容をご了知の上、貴会員へ周知方よろしくお願いいたします。

【添付資料】

- ・第64回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料
1-3「大阪府におけるオミクロン株への置き換わり状況」

【参考資料】

- ・感企第3747号「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に
係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」

【参考ホームページ】

- ・大阪府「令和3年度感染症法関係通知」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa3nentuti.html>